

2016年3月1日

病院長

医療未収金等回収業務委託について

社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院では、一定期間を経過しても未収となっている診療費等に係る回収業務を平成28年2月から下記のとおり弁護士事務所に委託しました。

このため、今後、病院からの再三の請求に対してお支払いの意思を示していただけない方には、弁護士事務所からお支払いに関する書面が送付されますので、ご承知おきいただくとともに、ご理解・ご協力をお願いします。

1 委託先

- (1) 弁護士事務所 紀尾井町東法律事務所 代表者 弁護士 前田博之
- (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町 3-27 剛堂会館ビル3階

2 対象者

社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院の診療費等を滞納している方及びその連帯保証人

3 委託内容

- (1) 債務者等に対する電話及び文書等による督促及び弁済交渉業務
- (2) 訴訟及び執行手続に関する業務
- (3) 債務者の死亡時における相続人調査及び相続人への債権回収業務
- (4) 債権者の所在調査
- (5) 債権債務の内容調査・確認
- (6) その他